

板橋区食品衛生推進員設置要綱

(平成9年6月18日区長決定)

(最終改正平成18年4月14日)

(目的)

第1条 この要綱は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、もって区民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第61条第2項の規定に基づく板橋区食品衛生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「推進員」とは、食品等事業者の自主管理の推進及び区が行う食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者で、区長が委嘱する者をいう。
- (2) 「食品等事業者」とは、法第3条第1項に規定する者及び食品営業者団体をいう。

(職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 食品等事業者からの食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行うこと。
- (2) 保健所長が開催する食品衛生推進連絡会に参加し、地域の食品衛生の向上等に関する必要な提言等を行うこと。
- (3) 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力すること。
- (4) 地域の食品衛生に関する情報を収集すること。

(委嘱)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる条件の一つを満たす者で、社会的信望があり、かつ食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 食品等事業者又はその業務に従事する者
- (2) その他区長が適当と認める者

2 区は、推進員に、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

(責務)

第5条 推進員は、第3条に規定した職務を遂行する上で知り得た食品等事業者のプライバシー及び営業上の情報を、他に漏らしてはならない。

- 2 推進員は、区が指定する講習会を受講し、その職務を遂行するために必要な知識及び技術等の習得に努めなければならない。

(定数)

第6条 推進員の定数は、15名以内とする。

(任期)

第7条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 区長は、推進員が第4条に規定する条件に該当しなくなったとき、又は必要と認めたときは、推進員の委属を解くことができる。

(庶務)

第8条 食品衛生推進員の庶務は、保健所生活衛生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年6月18日から施行する。
- 2 平成9年度に委属する推進員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。